

○高砂市総合政策審議会規則

平成31年3月7日高砂市規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、高砂市総合政策に関する条例（平成27年高砂市条例第1号。以下「条例」という。）第4条第2項の規定に基づき、高砂市総合政策審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、条例の定めるところにより、次に掲げる事項を調査審議し、又は意見を聴取する。

- (1) 総合計画（基本構想及び基本計画に限る。）の策定又は変更に関する事項
- (2) 行政経営プランの策定又は変更に関する事項
- (3) 総合計画及び行政経営プランの進行管理並びに行政評価に関する事項
- (4) 総合戦略に関する事項
- (5) その他市政に関し市長が重要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者及び市民のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は、会長が委員のうちから指名する。
- 3 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第3項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(資料の提出等の要求)

第9条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市の行政機関に対し、資料の提出、説明及び調査を求めることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、政策部経営企画室企画課において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行の日及び任期の満了の日以後最初に開かれる審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。